



みのる法律事務所
第 2 4 0 号
平成 2 2 年 4 月

みのる法律事務所
弁護士 千田 實

〒 021-0853
岩手県一関市字相去 57 番地 5
TEL : 0191-23-8960
FAX : 0191-23-8950
✉ minoru@minoru-law.com



これは、近日中に発刊される『田舎弁護士の大衆法律学 相続の巻（上）～
火種・足枷～』の「はじめに」の文章です。



田舎弁護士の大衆法律学 相続の巻 (上)・(下)
『火種・足枷』、『伝家の宝刀』



野菜の切り方にはいろいろある。見た目だけではなく、食べやすさや火の通り方などを考えて切り方を選ぶ。

輪切り、いちょう切り、小口切り、乱切り、斜め切り、拍子木切り、短冊切り、さいの目切り、千切り等々がある。

そんな野菜の切り方の一つに「ぶつ切り」がある。形などにこだわらず、大きめに厚く切る切り方だ。これに対し「みじん切り」がある。細かく切り刻む切り方だ。

本の書き方にも、野菜の切り方と同じようにいろいろな切り方がある。

この本は、相続法の「ぶつ切り」と言える。形などにこだわらず、相続に関する法について大きめに厚く切る書き方である。

細かく切り刻む相続法の「みじん切り」は、後に『法律事務所の事務員が答えた本』（ピンクの本）で書いてもらうつもりだ。

この本では、「遺産を残すと、骨肉相食む『火種』となることが多い。時には、相続人の『足枷』になる」という、筆者が 40 年にわたる弁護士生活の中で体験し、感じたことをざっくりと述べたい。

平成 22 年 1 月 1 日

田舎弁護士 千田 實

この『火種・足枷』は、これまでこの事務所便りで何回かに分けて述べさせていただいたことを一冊にまとめたものです。

前記のとおり、この本は、遺産を残すと骨肉相食む火種となったり、子供らが活動する上で足枷になったりすることがあるので、遺産を残す立場の者、つまり被相続人、多くは夫や父の立場にある者が気をつけなければならないことをざっくりと述べたものです。

遺産相続の問題には、「遺産を残す立場」（多くは夫や父）と「遺産を残される立場」（多くは妻や子）の両面があります。『火種・足枷』では、遺産を残す立場について述べました。これだけで終わってしまうと片手落ちになってしまいますので、「遺産を残される立場についても述べなければならない」という思いが湧いてきました。

その話をスタッフにしたところ、「『遺産をもらう立場の人は、どうしたらたくさんもらえるか』という本ではなく、『田舎弁護士の大衆法律学』の基本理念に沿うような、温かい本にしてほしい」との声が聴かれました。

「そうだ、そのとおりだ！」と深く共鳴しました。「温かい本とは、どのようなものだろうか」と自問自答してみました。「残された家族が、いつまでも仲良くすることができるような本がいい」という結論に達しました。「権利を振りかざさない本がいい！」と気がつきました。

「振り翳す」とは「主義や主張または力を、高だかと相手に示しておどすこと」（角川必携国語辞典）、「権利」とは「一定の利益を受けることのできる資格」（前同）ですから、「権利を振り翳す」とは、「一定の利益を受けることのできる資格を示して相手に迫る」ということになります。

相続に関して言えば、遺産をもらう立場の人の権利として法が認めているものには、「**法定相続分**」と「**遺留分**」があります。

どちらも、被相続人の妻や子のように、被相続人の近親者に与えられている権利です。

私は、この「**法定相続分**」や「**遺留分**」という遺産をもらう立場の人に与えられた権利の使い方はどうあるべきかということについて、『火種・足枷』の続編として書いてみたいという気になっております。

私の本はどれもそうですが、この事務所便りをお読み下さっている皆様のご支援で出来上がったものばかりです。私の考えていることをこの事務所便りで何回か紹介させていただき、また講演の機会にお話をさせていただき、考えがまとまってきたところで一冊の本にして出すということ、これまでも繰り返してきました。

今回もそのようなやり方を取らせていただきたいと思います。ご多忙の皆様のお時間を頂戴することになり誠に申し訳ないのですが、どうかお付き合い下さるようお願い申し上げます。

『火種・足枷』の続編は、『田舎弁護士の大衆法律学 相続の巻（下） ～伝家の宝刀～』というタイトルにしようかと考えております。

「伝家の宝刀」とは、「代々家宝として伝わっている名刀。転じて、いざというとき以外は使わない、とっておきの方法」という意味です。

「**法定相続分**」と「**遺留分**」は、遺産をもらう立場の人の権利です。遺産をもらう立場の人がその利益を受けることのできる資格です。

そのような資格が法的に認められているのですから、「**法定相続分**」を主張することも「**遺留分**」を主張することも法的には許されており、問題はありません。

私が『伝家の宝刀』というタイトルで申し上げたいのは、「**法定相続分**や**遺留分**という権利があるからといって、これをむやみやたらに振りかざすことはいかなものだろうか」と思うからです。

40年間、田舎弁護士として数多くの遺産分割事件に関与してきて、「このようなケースにおいては、法定相続分の主張や遺留分の主張はするべきではない」と思われ

る事件に数多くぶち当たりました。というのは、それが元でそれまで仲の良かった家族関係が瓦解^{がかい}してしまったケースをたくさん目にしてきたからです。

権利があるということは、一定の利益を受けることのできる資格があるということです。ですから、自分の利益になるように主張することは許されますが、必ずそれを振りかざす必要はなく、「やめておいた方がよい」という場合もあります。

わが国においても、江戸時代までは刀を持ち歩くことが許されてきました。今でも米国においては銃の所持が認められており、大型スーパーやホームセンターなどで購入できるとのことです。これは、わが身や家族を守る手段として許されているものだと思います。

所持を許されているからといって、これをむやみやたらと振り回したり、撃ったりしていいはずはありません。本当に「いざ」というとき以外には、使ってはならないものです。

親子・兄弟間において、「**法定相続分**」や「**遺留分**」を「権利だから使う」と単純に考えていいものかどうか、悩む場面があります。

具体的に「**法定相続分**」や「**遺留分**」の内容を知った上でなければ、『伝家の宝刀』の真意は分かりにくいと思います。

これから何回かにわたり、「**法定相続分**」や「**遺留分**」の説明をした上で、「それらの権利は『伝家の宝刀』として、いざというときに使った方がよい」という話をさせていただくつもりです。

そのような本であれば、遺産を残される立場について書いた本でも、「遺産の分捕り合戦に油を注ぐような殺伐とした内容ではなく、残された妻子が仲良くやっていける途を示す温かい内容の本にすることができるのではなかろうか」と考えています。

いい本ができるかどうかは、いつものことですが、この事務所便りをお読み下さっている皆様のご助言によるところが大です。忌憚^{きたん}のないご意見をお寄せ下さるよう、心底よりお願い申し上げます。





川 柳

常識を 変えてみたいな 患者から



平成22年4月20日
青空浮世乃捨

「血圧を下げる薬（降圧薬）は、一度飲んだら一生飲み続けなければならない」というのが世間の常識です。「血糖値を下げるインスリン注射は、一度打ったら一生打ち続けなければならない」というのも世間では常識です。

私も、以前はそう思い込んでいました。降圧薬は、42の厄年（満41歳）から64歳まで23年間にわたり飲み続けました。インスリン注射は、60～64歳まで打ち続けました。

「降圧薬とインスリン注射は、一度飲み出したり打ち出したりすれば、一生続けなければならない」という世間の常識を自らも実践していました。

ところが、出浦先生の指導する食事療法に入って丸1年が経過した時点で、降圧薬もインスリン注射もいない状態になりました。あれから丸4年が経過しましたが、降圧薬もインスリン注射も飲まず打たずでやれています。

これは、常識と信じ込まれていたことがそうではなかったということ、わが身が証明してくれたのです。

出浦先生の指導する食事療法は、信じがたいほどの効果がありました。

一人でも多くの人にその事実を知らせたいと思い、平成19年（2007年）4月に『減量で、糖尿病と高血圧が治った —— 生活習慣病は、患者も主治医』、平成19年（2007年）12月に『食事療法は、奇跡の療法 生活習慣病は、自分で治

す ～ダイジェスト版～』、平成20年（2008年）3月に『食事療法は、奇跡の療法 生活習慣病は、自分で治す ～完全版～』を発売しました。その後も、食事療法に関する本を「黄色い本シリーズ」として発売し続けています。

これらの本を読んでくれたり、講演を聴いてくれた方の中には、自らも出浦先生の指導する食事療法に入った方が大勢います。それらの方々の報告では、私と同じような結果を得ているとのことでした。

「降圧薬を一度飲んだら、一生飲み続けなければならない」というのは、本当ではなかったのです。「インスリン注射を一度打ったら、一生打ち続けなければならない」というのも、本当ではなかったのです。少なくとも、正しい食事療法によって薬や注射の量を減らすことは間違いなくできます。場合によっては、私のように薬や注射が全くいらなくなる人も稀ではありません。

「常識」とは、「ふつうの人が共通に持つ知識」（角川必携国語辞典）ですが、その知識がいつでも正しいというものではないようです。しかし、一度世間の常識となってしまったものは、それが間違っているとしても変えることは困難です。

イタリアの天文学者・物理学者ガリレオ・ガリレイ（1564 - 1642）は、「地球が太陽の周りを回っている」という地動説を唱えたところ、「地球の周りを太陽が回っている」とする、それまでの世間の常識であった天動説に反するとして排斥され、宗教裁判にまでかけられたそうです。

今は地動説が常識で、天動説を唱える人は小学生でもいません。しかし、それまで常識とされていた天動説について、「間違っている」と本当のことを主張したガリレイが世間から受け入れられなかったように、それまでの常識の誤りを指摘し、世間に理解してもらうことは大変なことだと思います。

「降圧薬を長年飲んでいても、食事療法によっては降圧薬がいらなくなることもある」、「インスリン注射を長年打っていても、食事療法によってはその必要がなくなることもある」ということは、本当のことなのです。私わが身を以て証明しています。

私の本や講演をきっかけに出浦先生の指導する食事療法に入った多くの方が、大なり小なり、「これまで常識とされていたことは、必ずしも本当ではなかった」ということを体験しています。そのような報告が、多くの人から礼を兼ねて私の手元に届いています。そのような報告を受けると、わが事のように嬉しくなってしまいます。「もっと広めよう」という気持ちが湧いてきます。

「降圧薬は、一度飲んだら一生飲み続けなければならない」、「インスリン注射は、一度打ったら一生打ち続けなければならない」という世間一般に信じられている、いわば常識を、出浦先生の指導する食事療法を実践し、「降圧薬もインスリン注射も、いらなくなることもある」という事実を、世の中に広く知らせて常識を変えてみたいという思いが湧き上がってきました。そこで、拙い一句ですが、その心を素直に

常識を 変えてみたいな 患者から

という川柳に詠んでみました。極めて稚拙な川柳ですが、私の気持ちがストレートに出ています。私の川柳は、心に湧いてきたことをただそのまま書くもので、字句を選んだりしていませんので、皆様にお見せできるような代物ではありません。どうか笑って見ていただければ幸甚です。

平成22年（2010年）4月20日の出浦先生の診察日には、出浦先生から「ついに血清クレアチニン値が2桁に突入しましたね」と言われました。血清クレアチニン値が10.25 mg/dlとなっていたのです。

血清クレアチニン値が10 mg/dlを超えるような糖尿病性腎症患者は、透析に入るのが**医学界の常識**です。

私は、5年前に血清クレアチニン値が6.4 mg/dlの段階で、二つの大学病院で「直ちに透析に入らなければならない」と宣告されました。その二つの大学病院の診断は**当時の医学界の常識**であり、**現在でもそれが医学界の常識**です。

しかし、私はあれから5年、透析をせずに健常者と変わらぬ生活を送ってきました。血清クレアチニン値が10 mg/dlを超えた現在でも、透析に入らず健常者と変わらぬ生活を送っています。

医学界で常識と考えられていることでさえ、それが天動説のように間違っていないとは断言できないのです。

これまでの医学界の常識では、私はもうとつくに透析に入っていなければならないのですが、透析に入らず元気に暮らしています。ですから、**これまで医学界の常識とされていたことを打ち破ったこと**になります。

「血清クレアチニン値が10 mg/dlを超えても、透析に入らず食事療法でやれるという実績をわが身を以て示し、**医学界の常識を変えてやろう**」という気持ちが湧き上がってきております。

普通なら腎臓の機能を示す血清クレアチニン値が上がるたびに、「もうダメだ」と落ち込むところですが、私はそうは思いません。「こんなに血清クレアチニン値が高くても、食事療法でやれるんだ!」というところを**医学界に示すチャンスが到来したと、むしろ喜んで**いるくらいです。

そこで、口から出てきたのは

医学界 変えてみせるぞ 患者から



という、勢いのよい一句です。

身の程を知らない誇大妄想のようにも思えますが、「**雨垂れ石を穿つ**」の信念で、患者から医学界に物を申してみたいと考えています。

その第一弾として、近日中に『**患者の目、患者の耳、患者の口**』の第1巻を発刊する予定です。

この本は、すでに岩手県国民健康保険団体連合会発行『**岩手の保健**』の「健康エッセー」に掲載されたものに手を入れたものです。

私淑する**元東京歯科大学講師・歯科医師遠藤隆一先生、東京都上野倫理法人会会長・遠藤房子先生ご夫妻のご長男、東京歯科大学生理学講座講師・遠藤隆行先生**の挿絵が入っています。先生の絵は、優しく癒されます。この絵を見るだけで心が和みますので、是非ご一読下さい。